

廃リ第346号  
平成18年12月28日

産業廃棄物中間処理業者 各位

鹿児島県環境生活部  
廃棄物・リサイクル対策課長

中間処理後の産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物処理業の許可取得  
について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素より御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、環境省から各都道府県知事等に対し、中間処理業者が自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物について処理を行う場合について通知がなされています。

つきましては、下記の事項に留意の上、産業廃棄物処理業の許可の取得が必要である場合は速やかに手続きを開始されますよう通知します。

なお、許可の取得が必要であるにもかかわらず、許可取得手続きを開始しない場合には、無許可営業又は業の無許可変更として行政処分等の対象となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 貴社が排出事業者から委託を受けて中間処理を行った後に生じた中間処理廃棄物については、貴社が排出した廃棄物ではなく、依然として当初の排出事業者が排出した廃棄物です。

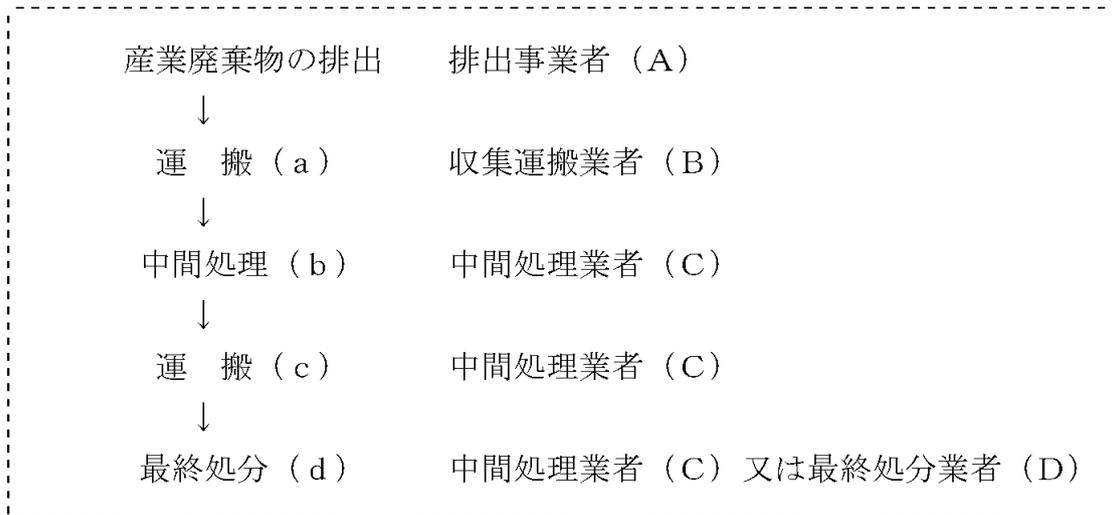
よって、自らが更に別の処理（収集運搬、中間処理、最終処分）を行う場合は、いわゆる自社処理には該当せず、産業廃棄物処理業の許可を取得する必要があります。

- 2 今後、中間処理廃棄物について、現在貴社が取得している産業廃棄物処理業許可の範囲外の処理を自ら行う場合は、速やかに処理業の新規又は変更許

可申請をしてください。

- 3 委託契約，マニフェストについては下記参考事例のとおりのお取り扱いとします。2の処理業許可取得により，排出事業者との委託契約内容を変更する必要はありません。

＜参考事例＞中間処理業者が，中間処理後に自ら処理を行う場合



上記の場合，委託契約をしなければならないのは次の表のとおりです。

契約当事者		委託の内容			
委託者	受託者	a	b	c	d
A	B	○	×	×	×
A	C	×	○	×	×
C	C	×	×	×	×
C	D	×	×	×	○

○ 契約必要

× 契約不要

※ マニフェストは，上記「○」欄の委託内容について，委託者が交付します。